

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大谷 道典		株式会社オーバルテック監査役	取引先金融機関であるさがみ信用金庫の出身者であり、長年にわたり金融業に携わった豊富な経験と知識に基づいて、経営者の職務遂行の妥当性を客観的且つ中立的に監視できると判断し、選任しております。
熊谷 輝美	○	株式会社オーバルテック監査役 熊谷公認会計士・税理士事務所 所長 喪監査法人 社員 当社独立役員	公認会計士として財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有することから当社の社外監査役に適任であると判断し、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。
清水 照雄		株式会社オーバルテック監査役	取引先金融機関である横浜銀行及び関連法人である公益財団法人はまぎん産業文化振興財団の出身者であり、長年にわたり金融業及び産業文化振興事業に携わった豊富な経験と知識に基づいて、経営者の職務遂行の妥当性を客観的且つ中立的に監視できると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を総て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点ではインセンティブの付与に関する施策を実施しておりませんが、今後の状況に応じ、検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成26年12月期において支払われた取締役及び監査役の報酬は以下のとおりであります。

取締役4名 42,630千円(うち社外取締役 0名)

監査役4名 12,909千円(うち社外監査役 4名 12,909千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社の社外監査役が出席する経営会議及び取締役会等の重要な会議の場において、監査役に対して業務内容の報告や重要な決裁書類の提示を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）[更新](#)

当社の取締役会は、取締役3名で構成されており、会社の経営上の意志決定機関として、取締役会規程に則って、経営方針や事業計画など重要事項の審議及び意思決定を行うほか、取締役による職務執行を監督しております。取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成され、監査役間の情報交換を緊密に行うよう努めています。監査役会は毎月1回定期的に開催され、監査方針及び監査計画の策定、監査役監査調査の報告等、監査役監査に関わる事項を監査役間で議論し、監査の精度向上に努めています。また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、業務内容の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を通じて当社の業務執行状況を常に監査できる体制となっております。

なお、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しており、定期的な監査のほか会計上隨時確認を行う等、適正な会計処理に努めています。その他必要に応じて顧問弁護士及び顧問税理士に助言を求め、健全な企業活動の運営を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外監査役3名を選任することにより、多角的な視点から意見・提言により、外部の視点を取り入れ、経営に活かしております。また、社外監査役による取締役の業務執行に対する監査機能により、業務執行に対してガバナンスが機能されることから現状の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	第36期定期株主総会の招集通知は、法定期日より4営業日前に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け会社説明会を通期に1度開催しており、代表取締役社長及び開示担当役員が出席し、決算概要・業績見通し等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、財務ハイライト、IRライブラリー(プレスリリース、決算情報)、株価情報、IRカレンダー等の情報を掲載し、タイムリーディスクロージャーに向け積極的に取り組んでおります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部経営企画グループをIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社社内規程の「行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」において、株主や取引先等のステークホルダーの立場の尊重について規定しており、全社員に対して当該規程の周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループではISO14001環境マネジメントシステムの認証等を推進しており、積極的に環境保全活動を展開して行き、環境にやさしい企業(エコ・カンパニー)を目指してまいります。

の人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することといたします。監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令に従うものといたします。
また、前述の使用人の任命、解任、評価、人事異動、懲戒、賞金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものといたします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとします。また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、もしくは発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査役に報告するものといたします。
当該報告体制に関する実効性を確保するため、監査役会規程及び監査役監査基準に基づいて、1. 監査役が出席すべき会議、2. 監査役に議事録を送付し閲覧に供すべき会議、3. 監査役に定期的にまたは随時報告すべき事項、を明確に定め取締役に対して周知いたします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的な報告会を開催し、積極的に意見及び情報の交換を行い、効果的な監査を実施するよう努めてまいります。また監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めてまいります。

9. 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、「財務報告に係る内部統制基本方針書」を定め、代表取締役の指示のもと内部統制システムを構築いたします。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるように評価及び是正を行ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断は企業に課された重要な使命であると認識しており、「コンプライアンスマニュアル」において、対応部署及び対応方法を具体的に定め、反社会的勢力による被害を未然に防ぐとともに、組織として毅然たる態度で対処する姿勢を示しております。また、営業活動等で収集した情報をデータベース化し、それを活用することにより、反社会的勢力との接触を事前に防止する体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

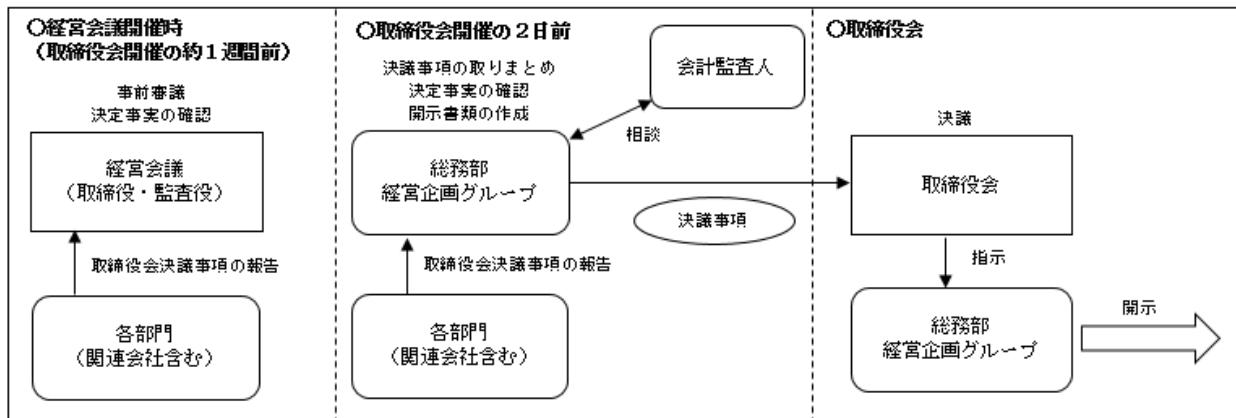
なし

該当項目に関する補足説明

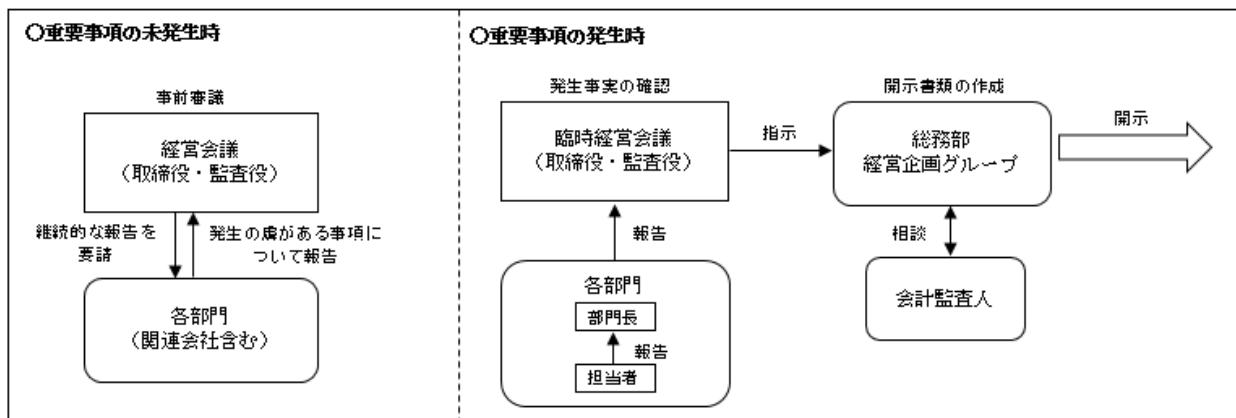
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

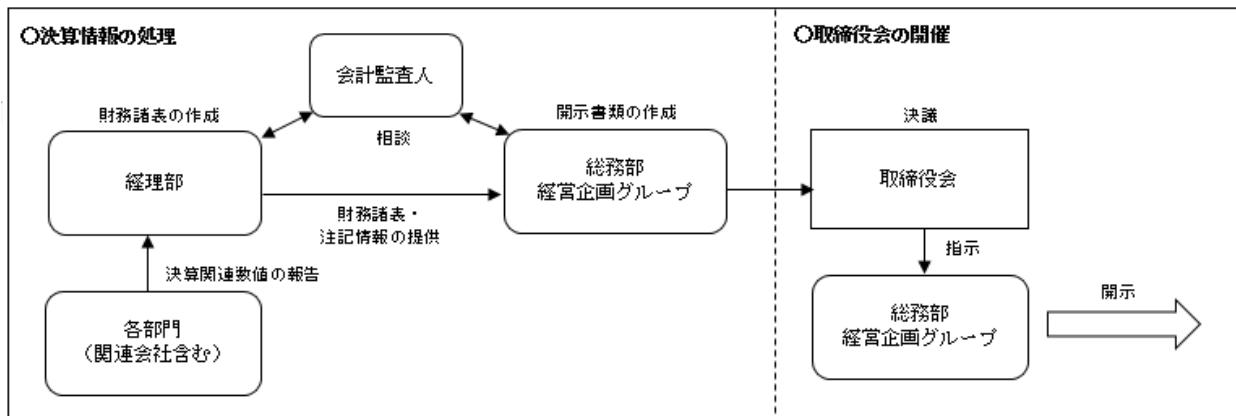
1. 決定事実に関する組織及び開示プロセス



2. 発生事実に関する組織及び開示プロセス



3. 決算情報に関する組織及び開示プロセス



コーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、下記のとおりです。

